

白浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・日頃からささいな兆候や疑念、児童からの訴えを見逃さないように努めるとともに、いじめの問題を全職員で共通理解を図り、学校全体で組織的に対応する。
- ・学校評議員会議、白浜小協力者会議、学年通信、学級懇談会、家庭訪問等を通して、保護者や地域の方との連携や協力体制を確立する。

(いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いがあっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣

旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。また、早急な対応を要する場合は、四役、該当学級担任等で「臨時いじめ・不登校対策委員会」を設置し、迅速かつ効果的に対応する。本委員会の役割を下記の通りとする。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 全教職員による「自己評価アンケート」を11月に行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- 3学期末に学校評価アンケートの結果を検証し、基本方針の見直しを図る。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 随時、学校だよりやブログ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確

な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応は、常に、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関、出身保育園、児童クラブ、吉良中学校等と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行い、校内対策委員会で定期的に事後の検討や報告を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、級訓を軸にして、認め合い、励まし合い、喜びを分かち合う学級づくりや思いやりの心を高める児童会活動を推進する。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 西尾市学校総点検日を中心とした11月最終週を白浜小人権週間として、全学級で人権に関わる道徳・学活等の授業を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア ハートアンケートや教育相談（ハートタイム）を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努めるとともに、全職員で情報の共有を図る。
（「いじめゼロ」ではなく、「見逃しゼロ」の意識で）
- イ 日記指導や対話、遊びなどを通し、児童の学校生活を注意深く見つめ、一人一人の児童をきめ細かく把握するように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 子ども人権SOSミニレターの配布、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応し、特定の教職員で問題を抱えないようにする。また、学校いじめ対策組織において、情報共有を行ったあとは、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通すとともに、いじめが解消している状態に至った場合でも、被害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

※ 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

学校は、児童生徒に重大被害が発生したときは、必ず重大事態に該当するか否かの判断を行わなければならない。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による自己評価アンケート（11月実施）や保護者による学校評価アンケート（10月実施）、及び学校関係者（学校協力者・学校評議員）による学校評価アンケート（11月実施）を行い、その達成状況を評価し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。その結果をふまえて、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態に至らない事例の対応フロー図】

いじめ・問題行動等の発生

- ※日常観察・日記・相談活動などにより、早期発見早期対応をする。
- ※報告・連絡・相談を必ず行い、一人で抱えない。



運営委員・生徒指導・担任の調査組織を設置

- ※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、該当児童の指導に関わる職員及び校長・運営委員会で組織する



事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。



いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

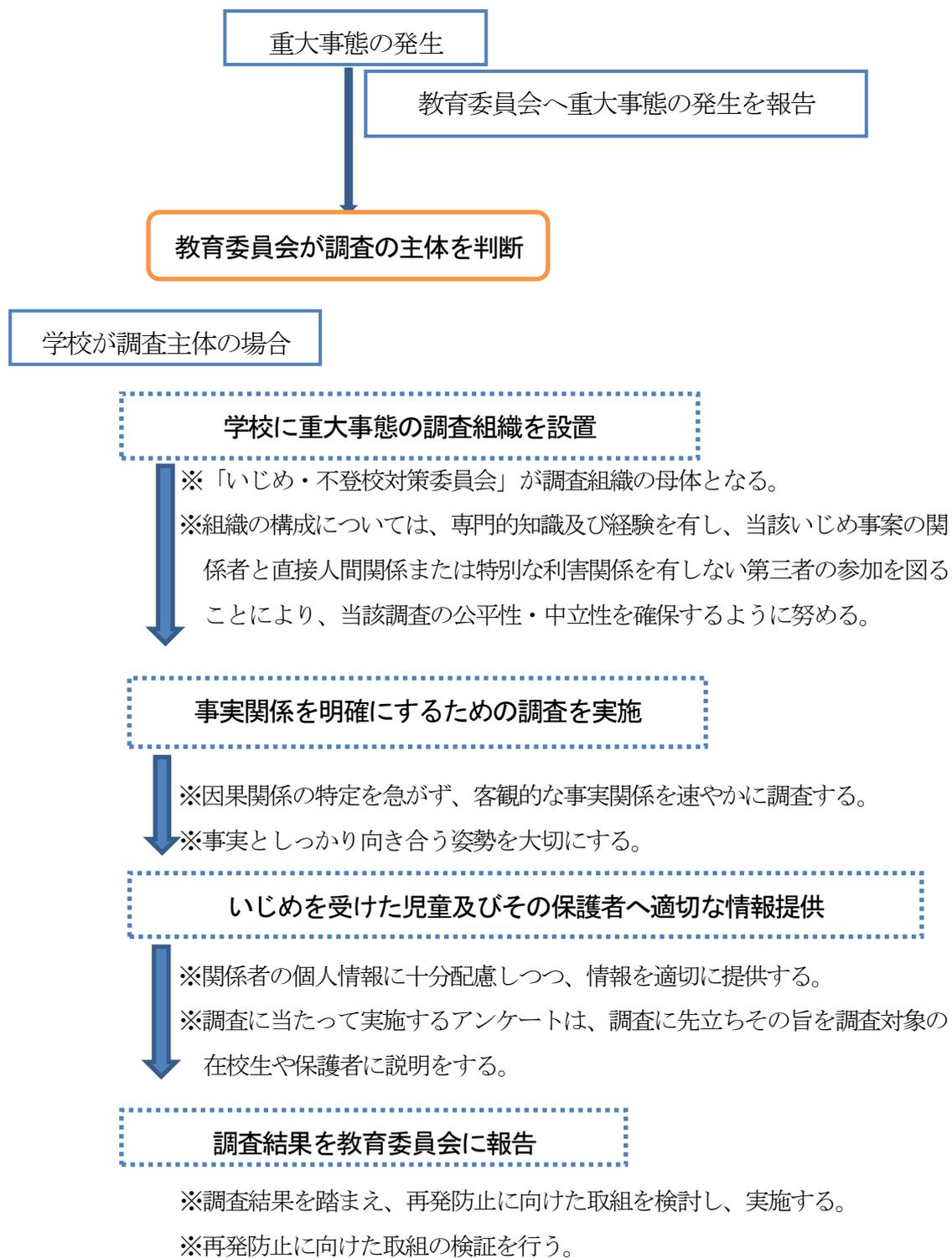
- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査アンケートを実施することが必要な場合、児童や保護者に説明をする。
- ※適切な指導を行い、児童が安心して今後の学校生活ができるよう見守る。



再発防止に向けた取り組みを実施

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

【重大事態対応フロー図】



<いじめに対する取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月		<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○第1回いじめ・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の開設 ○身体測定、検診 ○通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会、 ○「お帰り・ただ今運動」「青パト」連絡会
5月		○現職研修	○情報モラル指導		○協力者会議
6月		○現職研修		○ハートアンケート ○ハートタイム	
7月		○第2回いじめ・不登校対策委員会	○ふわふわことば週間	○通学団会	○学校評議員会 ○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月		○第3回いじめ・不登校対策委員会 ○現職研修		○身体測定	○親子ボランティア
10月			○人権講話	○ハートアンケート ○ハートタイム	○校区市民運動会 ○学校評価アンケート(保護者・児童) ○運動会
11月		○第4回いじめ・不登校対策委員会 ○現職研修 ○教職員自己評価アンケート	○学校総点検の日 ○人権週間(道徳・学活) ○情報モラル指導 ○ありがとう週間		○学校評価アンケート(学校関係者)
12月			○赤い羽根募金活動	○通学団会	○学校評議員会 ○個人懇談会
1月		○第5回いじめ・不登校対策委員会	○十歳の夢を語る会(4年)	○身体測定	
2月		○自己評価	○保健指導(命の大切さ)		○協力者会議 ○「お帰り・ただ今運動」「青パト」連絡会
3月		○第6回いじめ・不登校対策委員会 ○基本方針の見直し		○通学団会	○学校評議員会 ○学校評価のまとめ・公表
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○異学年交流の充実 ○クリーン集会 ○スクラム集会	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記	○お帰り・ただ今運動(毎週木曜日)	